

平成 22 年 第 3 回定例会 （第 1 日 9 月 3 日）

〔質疑〕 沖本

議長のご指名をいただきましたので、市政クラブを代表して、今定例会に提案されております諸議案について総括質疑を行ってまいります。既に前任者より多くの質疑がされております。ほとんど質疑をされたという感じではありますが、重複を避け、そして、我が市政クラブの考え、残された部分をお聞きしてまいりたいと思っておりますので、お願いいたします。

それでは、議案第 46 号、平成 21 年度座間市水道事業会計決算の認定についてお伺いしてまいります。

先ほど、今し方ですけれども、ご答弁がありました。トリクロロエチレンの水質基準の話ですけれども、水質基準が平成 23 年 4 月より、0.03 ミリグラム／リットルから 0.01 ミリグラム／リットルに改正されると。これは、ことしの 7 月に行われた厚生労働省が設置する水質基準逐次改正検討会で示されたものだと思いますが、今ご答弁された中では 2 カ年というお話があったのですけれども、曝気装置の設置があるわけなのですが、すみません、一つお聞きしておきたいのは、平成 23 年 4 月より改正されるわけですから、この 2 カ年という結果が本当にこれでよいのかというちょっと判断をお聞きしておきたいと思っております。

それから、決算審査意見書より、特別損失の内訳についてであります。端的に伺ってまいります。

不納欠損処分の件数が、前年度 1,812 件から当年度 5,558 件と、約 3 倍となっております。この原因についてお示しいただきたいのと、また、その対策について、今後どのようにお考えになっているのかお伺いしたいと思います。

また、県水の給水原価の値下げを求めることについて伺ってまいります。

るるもう質疑もされておりますけれども、本市として、神奈川県企業庁へ給水原価の値下げを要望するなど、本市としての考えはないのか伺っておきます。

それから次に、水道事業経営プランの推進についてお伺いします。

平成 20 年 6 月に、平成 29 年度までの 10 年間の計画期間とし、4 項目の基本方針と、それらに対応した施策取り組み項目から成る座間市水道事業経営プランが策定されております。この経営プランによると、「プランを実行していくために合理的・効率的な事務執行体制の改善を進めていく」としております。現在、水道料金の徴収に関して、電算システムの運用、検針から給水停止までの一連の水道料金徴収業務を包括して委託する新たなシステムの導入を検討されておられます。「事務執行体制の改革・改善につながることから早期の導入を望むものである」、こういうふうに監査委員さんの報告にもあるのですが、この新たなシステムの導入について、現在の進捗状況、今後の計画、導入時期というのはどうなっているのか、お伺いいたします。

次に、水道料金の見直しについてお伺いします。

ご答弁の中にありましたが、今年度、座間市水道事業審議会に対して、水道料金の見直

しに当たり、適正な料金改革の設定と公平な配賦方法について諮問されておりますけれども、ちょうど先月の5日には第2回審議会が開かれております。そのときの議事録、これはホームページから見られます。事務局側からは、「料金改定の時期は平成23年10月を予定している。その理由として、水道料金の積算システムの更新時期があるということと、それにかかわる準備を考慮して時期を設定した。そのため、ことし12月議会に料金改定の議案を上程したい。議案の提出は11月になるので、できれば10月の下旬までに答申をいただきたい」という旨の説明記述があります。また、「今回は概念的な料金制度にどのようなものがあるのかという説明になったが、次回には、大枠にでもどのような料金になるのかお示ししたい」との記述もあります。今週、8月30日ですけれども、第3回の審議会が行われているはずですが、この審議会の中では、料金の価格、制度、設定について、どのような説明をされ、議論が交わされたのかお伺いします。

次に、「座間の水」について、端的に伺います。

現在、災害時の備蓄として、あるいは本市のPRとして販売されております「座間の水」は、来月10月21日が賞味期限になっています。在庫は今現在何本残っているのか、その処分方法はどうか考えているのかお伺いします。

また、次期製造分について、既に発注をされていると思われませんが、何本発注されたのか伺っておきます。

さらには、災害時の備蓄用とPR販売用の振り分け本数、そして販売時の価格についてもお伺いをします。

次に、議案第47号、平成22年度座間市一般会計補正予算（第3号）。先ほどからずっと質疑が行われておりますコンビニ交付事業についてお伺いします。

我々市政クラブといたしましては、この事業は時期尚早であると考えていることをここで申し上げておきます。（「そうだ」と呼ぶ者あり）その理由としては、現時点で費用対効果があるものだと考えられない。（「そうだ」と呼ぶ者あり）そして、公平・公正な事業だと思えない。（「そうだ」と呼ぶ者あり）さらには、本当に市民ニーズに即したものか否か、懸念を抱いているからであります。

当局におかれましては、このコンビニ交付事業を導入すべきという妥当性、事業の必要性、緊急性、重要性をぜひともこの議場にいるだれもが納得できるような説明を示していただきたいと存じます。

まず、当局として、費用対効果をどのような形でとらえているのかお伺いします。この事業は、先ほど来お話がありますように、助成金1,300万円に対し、市の負担として一般財源の5,575万8,000円、単純に歳入に対して5.3倍の歳出となっていることについて、総括的な費用対効果、例えば導入費用、導入後の年間維持管理費用、先ほど600万円という話もありましたが、それに対し、無形効果としての市民の利便性、有形効果としての窓口交付業務の費用削減が上回るものと言えるのか、そのご所見をお伺いします。

また、公平・公正な視点で見た場合どうなるのか。先ほどもお話がありましたように、

今までこのカードを交付していただいた皆さん、私もそうですけれども、500円払っております。きょうの「タウンニュース」の方にも載っております。私も算出しました。約5%だと私も思っていたのですけれども、住基カードの発行率、今現在、その方たちとの、何と申しますか、差と申しますか、それが本当に公平・公正だということか。この処遇はどう考えてもやはり理不尽な気はするものでございます。当局のご所見を伺っておきます。

そして、このカード発行の促進・拡大について。発行率のパーセンテージもありますけれども、今後の事業で、このカード、新規発行者数並びに発行率というものはどのように見込まれておられるのか、明らかにしていただきたいと存じます。

そして、我々市政クラブとしての電子自治体のあるべき姿論というのをまず説きまして、当局の所見をお伺いします。

提示するデータが古くて申しわけありませんが、平成10年ごろ、ある自治体で、住民票の写しが何のために発行されているのかという調査を行いました。窓口に来られた市民にその使い道を聞くという方法で行われております。調査を請け負った会社によると、約半分が同じ市役所の別の部署に提出するためだったそうです。また、30%程度が政府機関あるいは県庁に提出するためのものであり、20%程度が民間金融機関などへの提出するものだったそうです。また、平成21年12月に公表された国の機関である次世代電子行政サービス基盤等検討プロジェクトチーム、こういうのがあるのですけれども、この中間報告の中では、戸籍謄本・抄本、住民票、所得証明書といった添付書類のうち、発行先と提出先の割合は、国から国が7.5%、自治体から国が17.5%、自治体から自治体が24.5%となっています。これらのことから、添付書類の半分は行政側の情報の共有化で減らすことができると言えるわけです。

つまり役所で発行してもらった証明書を別の役所へ提出するという、このようなむだなことが当たり前のように行われている。しかもそこには年間何百億、何千億も使って国や自治体のネットワークを運用しているわけです。市民の利便性、窓口業務のコスト削減を本当に追求するならば、重要課題、目的とするならば、あるべき姿としては、これは国の政策になると思うのですが、行政内部の情報共有化というのを進めるべきではないかと我々は考えるものですが、当局のご所見をお伺いします。

次に、歳出、再編交付金事業にかかわる塵芥車の更新についての措置は、我々としては理解を示すものですが、消防団車両の更新前倒し充当、これは平成23年度更新予定だったわけですが、そして文化会館の修繕費用への追加充当に関して、なぜ振りかえ事業としてこの事業を選択したのかお伺いします。

また、それは突発的な対応として優先順位の高い事業なのだと考えてよいものなのかお伺いをします。

我々市政クラブの意見としては、突発的な状況変化に、こうなったからこうするという柔軟性自体は必要だと理解を示すものですが、そもそも論からしていえば、再編交付金の充当業務について、年度ごとにちゃんとした事業計画を立案しておくべきだと望むもので

あります。当局としてはどのようなお考えをお持ちなのか伺っておきます。

次に、議案第 51 号、平成 22 年度座間市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について伺います。

質疑させていただく案件は、議案第 47 号の介護保険事業特別会計繰出金にもかかわるものでございます。債務負担行為補正として、軽自動車賃借料を平成 23 年度から平成 30 年度の 8 年間で限度額 212 万 3,000 円を計上され、今年度 14 万 2,000 円を計上されておられます。これについて端的にお伺いしますが、今回リース契約にした理由、購入した場合と比較してどういったメリットがあると判断されたのか、どういう優位性があるからリース契約にしたのか、詳しい根拠をお伺いし、1 回目の質疑を終わります。（拍手）

〔答弁〕 遠藤市長

沖本議員から質疑をいただいた中で、コンビニ交付の関係につきまして、私の考え方について、基本的な部分についてまずお答えをしたいというふうに思います。

議員からのご指摘がございましたように、このいわゆる役所業務という中で、証明書の発行、そしてそれを必要とする先が、役所が役所のために発行すると、そういったような部分での理不尽さ、それからむだというものを感じるといのは、これは市民感覚として当然だと思いますし、私も実際そういう思いがございました。

同じ役所の中で何でこうしたハードコピーをしたペーパーを出さなければいけないのかといったような部分で、本来ならば国も県も私ども基礎自治体も含めて、そういった部分についても基本的な個人の認証、情報というものが共有化がなされて、そういったペーパーレスというものが本来ならばあるべきであるというふうに思いますし、恐らくセキュリティーの関係ですとか個人情報保護の関係ですとかさまざまな課題があるにせよ、これについては国を挙げてそういう方向に取り組んでいなければいけないということについては、私は全く同感でございます。

そうした中で、この一連の総合計画策定へ向けての取り組みの中で、市民の皆さんのお声を聞いたりですとか、またこの議会の中でこれまでの間にも議論がなされたいわゆる総合窓口化の関係ですとか、今も水道料金のコンビニでの支払い、それからクレジットカードの適用ができないかといったような、さまざまな現代の形に即した中での利便性、それから費用対効果というものについての模索、試行錯誤があるわけでございます。そうした中で今般、こうした補助事業についての募集がなされた中で、これまで基礎自治体として平成 22 年度中に四つの自治体がこの取り組みをしていると。そこをよく見てみますと、やはり同じような課題を共有している先がこれに呼応して応募している。今回の 40 ぐらいの自治体が該当になったということで、どこが該当になったかということについては私もすべてを存じ上げているわけではございませんけれども、都県境をまたぎますが、町田市もこれを応募して、今後事業展開をするというようなことがやはりタウンニュースに載せられていたというふうな話を伺いました。

この課題を今回課題として認識をした基礎自治体というのは、まず東京、横浜、そして大阪といった大都市圏を中心とした周辺の衛星都市の関係であるわけでございまして、先般も前任者に向けてご答弁申し上げましたように、本市において、平成17年の国勢調査において18歳から64歳のいわゆる生産年齢人口の約半分が市外へ日中、いわゆる役所の業務がなされている時間に出ていらっしゃるという現実を見た中で、例えば免許証の更新ですとか自動車の購入なんかもそうですけれども、印鑑証明書の交付、さらには住民票の交付というものを受ける際に、私どもの自動交付機が8時までやっているにせよ、それまでに来なければこの交付を受けられないという部分については、私も個人的には非常に不便な部分を感じていたこともございます。

そうした中で、今後の一連の市民サービスの向上という観点で考えていった際に、さまざまな糸口、どこから着手をするかという話があるかというふうに思いますけれども、一つにおいては、今回はキオスク端末ということで、セブンイレブンということに限定をされておりますけれども、国内広範に立地をしている、それも24時間開業しているコンビニエンスストアというものを社会の一つのインフラとしてとらえて活用するというのは今後出てくる可能性が私は高いのではないかというふうにも考えております。その中で今回、こうした1,300万円という補助金をとということでのインセンティブになるわけですけれども、事業の募集があった中で、こうした市外への生産年齢人口の皆さんの通勤通学がある中で、市外においても、いわゆる居住地ではなく勤務地においても、近隣でこうした証明書をすぐに欲しいときに入手することができるというのは、これは現時点での費用対効果というものをまず一つ置いておきまして、将来的に考えた際に非常に端的に利便性を感じることができるサービスではないかというふうに私は考えたところでございます。

もう一つ、住基カードについて、現在5%程度の普及の中で、実際沖本議員も、またこの中でも実際住基カードを持っていらっしゃる方もいらっしゃると思うのですが、この不公平感というものは確かに私も悩みました。しかし、今回住基カードの普及というものは、一方においてやはり促進をするべきというふうに私は考えておりますし、そうした取り組みをしている中で、日々刻々、現状の住基カードを保有される方もふえるわけでございまして、それが今回取り上げられるような汎全国的なサービスを楽しむための新たなものに置きかえるということになりますと、時間がたてばたつほど、これに対しての費用というものもかかってくる可能性がある。そういうことからして、これは決断を早くするというのも一つの私は選択肢ではないかというふうにも考えたわけでございます。

その中で、今回細かい点についてはまた担当部長より答弁をさせますけれども、確かに時期尚早というお考えがあるのも承知しておりますし、これをどのタイミングで決断するかということに尽きるというふうに私は思うわけでございまして、ここで1,300万円の助成金が出ると、さらには私も常日ごろから職員に対して10年、20年の先を見て政策を考え、それに対して勇気を持って提案をしろということを示している中で、こういう今回の助成措置がある事業提案、これを求められている部分がありますと、応募してみたい

と、やってみないと、こういうような考え方がボトムアップの中で示された中で、私はこれを大切にしながら、間違いなくそうした流れというものが将来出てくるということを確信をしている中で、あえて今回予算化をし、事業化をしていきたいと、このように考えた次第でございます。

ランニングコストの関係ですとか、当然当初は費用対効果の部分で重たい部分があるかと思えます。しかしながら、この普及が進むことにより、また今回は住民票、それから印鑑証明書の交付という部分に特化をしておりますけれども、いずれ広範な部分のサービスの展開というものもなされていこうかというふうに思います。そういう部分での端緒として私は今回の件に関して提案をさせていただき、ぜひとも採用をお願いしてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

詳細については担当より答弁をさせます。

以上でございます。

〔答弁〕 宮代企画財政部長

それでは、沖本議員さんのご質疑につきまして、私の方からは再編交付金事業にかかわります振りかえ事業につきましてご質疑をいただきました、ご答弁申し上げたいと思えます。

まず、消防車両の関係でございます。この関係につきましては、平成23年度更新予定の消防ポンプ自動車について、いわゆる今現在の車両の状況から、緊急性の高いということから、1年前倒しで更新をすることといたしました。さらには、この更新については再編交付金の対象となるということから充当させていただいたものでございます。

それから、再編交付金事業でございました文化会館の修繕の追加充当につきましては、当初充当額につきまして事業費のすべてが対象とならないことや前年度の実績の状況等を踏まえて、額を抑えた形で対応させていただきましたが、その後、南関東防衛局側との協議の中で充当額を増額することが可能となったことから、消防ポンプ自動車充当後の残額につきまして追加充当をさせていただいたものでございます。

それから、突発的な対応として優先順位の高い事業と考えてよいのかという点でございますが、今回のこの消防ポンプ自動車の購入につきましては、優先順位、さらには緊急性の非常に高いものと考えております。一方、文化会館につきましては、ただいま説明申し上げたとおりでございます。

それから、今後各年度における事業計画を立案しておくべきとのご指摘をいただきましたが、その点につきましてはご指摘のとおりだと思います。がしかし、現状の再編交付金の費用、交付額につきましては、やはり毎年国の予算の中で配付がされるということで、年次計画を立てるといのはなかなか難しい部分がございます。ただ、こちらの関係につきましては、やはりそういった国の情報については先立って情報収集に努めることは大事だろうと思えますし、今後につきましては実施計画等の中で事業選択を行ってまいりたい

と、このように考えております。

以上です。

〔答弁〕 黒澤市民部長

私の方からは、市長がお答えした部分以外のところで、ご質疑に対して答弁申し上げたいと思います。

住基カードの発行枚数、あるいは発行率の関係でございますけれども、7月末現在で5,067枚発行しておりますけれども、率につきましては議員さんは5%とおっしゃったのですが、人口の関係でよろしければ3.8%という形になります。

今後の発行数になりますけれども、平成22年度中には発行枚数1万枚を見込んでおります。これにつきましては、お隣の海老名市さんで平成20年度に住基カードの無料交付を実施しております、その際に年間で約9,600枚の交付がなされたという、そういった実績がございましたので、それを参考にさせていただいております。

以上でございます。

〔答弁〕 柴田保健福祉部長

私の方からは、保健福祉部関係のご質疑にご答弁申し上げさせていただきます。

今回のリース契約の優位性ということでございます。今回、リース購入の軽自動車につきましては、日々の介護保険料の徴収に使用するためのものですが、利用についてはあいていときは保健福祉部、あるいは全庁的な利用にも応じ、利用効率を高めたいと考えております。そのため、広範な利用ができるような仕様の軽自動車を選択しております。

リースとした場合と購入した場合の比較でございますが、車の本体価格が111万5,000円のワンボックスで、自動車税、車検手数料、任意保険料、8年間の修繕費費用を20万円等とした場合で約182万円、リースにしますと約225万8,000円、その差が約44万円程度となります。今回のリースの選択につきましては、車の使用頻度が高く、エンジンオイルの交換、点検時の消耗品の交換、一般修理、バッテリーやタイヤの消耗による交換、期間が長くなる修理や点検時の代車費用、さらには事故処理などもこの費用に含まれております。使用頻度の高さにこうした安全性の確保についても優位性があると、このように考えております。

以上でございます。

〔答弁〕 黒澤市民部長

大変失礼いたしました。先ほどの私の答弁の中で訂正及び漏れがあったようですので、改めてお答えさせていただきます。

先ほど1万枚と発行枚数を見込んだ年度を平成22年度中というふうに申し上げてしまいましたが、平成23年度でございます。なお、その際の発行の率にしますと、現在の人口で

比して 11.65%を見込むというような形になっております。謹んで訂正させていただきます。

(「現在の 5,000 枚にプラス 1 万枚ということか」「そうです」「そうそう、新たに」「それは 5,000 枚になっておるから」「いや、1 万枚」「はっきりしてくれよ。わからない」「今の言い方だとそうですよ」と呼ぶ者あり)

私の言葉が足りないようなので、改めて追加させていただきます。現在は 5,067 枚と申し上げました。23 年度中に 1 万枚。ですから、さらに積み重ねになります。

以上でございます。失礼いたしました。(「そういうふうには言わなきゃだめだよ」と呼ぶ者あり)

〔答弁〕 山本上下水道部長

私の方からは、水道事業決算についてのご質疑をいただきました。

まず、トリクロロエチレンの水質基準改正についてご質疑をいただきました。施設改修に 2 年かかるのだけれども、これで基準は満たせるのかというご質疑だと思います。現状、原水については水質基準を超えてしまうと、いわゆる 0.01 ミリグラム／リットルを超える場合があります。しかしながら、配水場から配水する時点ではこれを下回っているということでございますので、この事業が完了するまで水質基準については大丈夫ではないかというふうに判断しているところでございます。

続きまして、前年度に比べ増加になった不納欠損についてご質疑をいただきました。前任者の方に答弁いたしましたように、消滅時効 2 年を経過した債権で所在不明者について、再度厳正なるチェックをした結果の数字でございます。ただ、この中で前年の 20 年度に一部、上下水道料金システムにふぐあいが発生しておりまして、このときに不明確となって処分保留になっていた債権、これがあつたものですから、この分が増加の中の一部というふうに考えられる状況でございます。

今後の対策でございますけれども、まず何より収納率の向上が肝要というふうに考えております。ご質疑にありましたような委託等の効果的な方策を検討いたして、今後の収納率向上に努めたいというふうに考えております。

受水費についてご質疑いただきました。経過を述べさせていただきますと、平成 21 年 11 月 13 日に市長と上下水道部長が企業庁の方へ赴き協議を行い、受水費の軽減について申し入れを行っております。座間市の水道事業におけます受水費の占める割合が年々増加いたしまして、給水原価の 4 分の 1 を超え、非常に重たい存在ということを相手方に伝えてございます。したがいまして、受水費の軽減について申し入れを行った次第でございます。

これに対しまして企業庁は、ダムや取水施設、浄水施設が既に稼働しておりまして、計画時に求めた責任水量のもとで各水道事業体は経営努力をしていると、基本的な事項についての変更はできないとの判断でございました。企業庁としても、企業団に対してさらなる経営努力と料金値下げを求めるといふことのお話でございました。続いて平成 22 年 1 月 6 日にも企業庁へ赴き、同様の協議をいたしておりますが、基本的な姿勢に変化はござい



ませんでした。続く2月10日には企業庁長が来庁されました。県企業庁の状況と今後の企業団の動き、さらには企業団に対する働きかけについて説明をされております。

今後につきましても、企業庁を通じて企業団に対する料金値下げについて働きかけを行ってまいりたいというふうに考えております。

またさらに、座間市と同様の状況にあります秦野市さんとも連携をいたし、受水費の軽減について連携した働きかけを行うという予定になっております。

水道料金収納業務の包括委託について答弁をさせていただきたいと思います。現行の水道料金システムの賃貸借及び滞納整理業務委託が平成23年9月末をもって契約期間の終了となります。経営改善の一環といたしまして、同年10月1日に導入いたしたく、現在準備を進めさせていただいております。

この水道料金の算定及び徴収のデータ処理に不可欠であります水道料金システムの導入、開発、これ自体を包括委託の中に加え、さらに現在行っております検針、窓口受付業務、滞納整理業務、給水停止業務、それらの水道料金徴収にかかわる一連の業務を包括的に委託するものでございます。現在準備を進めておりまして、準備が整い次第、そのための債務負担行為にかかわる補正予算を上程させていただきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、水道料金の改定でございます。水道料金の見直しについての諮問に基づきまして、水道事業審議会において回を重ねてご審議いただいているところでございます。ご質疑のとおり、8月30日に直近では開催をいたしております。

この中で、私どもといたしましては、水道事業の財政計画、さらには料金について口径別の基本料金及び使用水量に応じました従量料金の逡増度合いの是非、さらには料金体系について案を示させていただいております。この中の主な案といたしましては、まずは改定期間を5年間、それに改定期間をさらに3年間と縮めたものを提示をさせていただいております。これらの中で審議をいただいたわけですけれども、現在まだ審議会の方で方向性としての結論を出すには至っておらない状況でございます。

ペットボトルについてご質疑いただいております。平成20年度製造の「座間の水」ペットボトルにつきましては、賞味期限が10月ということもありまして間近に迫っております。これからの約1カ月間で無償提供によりますPRに努め、さらに在庫数を減らしてまいります。現在の在庫数は約7,600本というふうになってございます。最終的に残る在庫の処分方法につきましては、希望の小学校に配りまして水槽の水の入れかえ等、これに利用をさせていただいているところでございます。前回もこれを実施したところ、好評でございました。

今年度製造のペットボトルにつきましては、約2万本ということになっております。内訳といたしましては、災害備蓄用が1万4,400本、PR・販売用が残りの5,600本というふうに予定をしております。これら10月に納入の予定となっております。なお、このペットボトルの卸値はまだ決定をいたしておりません。

以上でございます。

〔質疑〕 沖本

一定のご答弁ありがとうございます。

水道関係の方でいいますと、審議会ではまだ答申まで至っていないということですが、先ほどお聞きしたのかもしれないけれども、この審議会、最終的に10月に答申をいただきたいという事務局側からというか、当局側からの要請がありますので、今後の審議会の予定を再質疑として伺っておきます。

それから、「座間の水」の関係ですけれども、7,600本ですか、在庫が。こんなに多いとはちょっと思いませんでしたけれども、今後のというか、製造分、10月に納入されるのが今度2万本ということでありますけれども、ちょっと個人的にはまたペットボトルだけで本当にいいのかなという考え方もあるし、もちろんこれを以前からずっと、「座間の水」をどんどんPRして売るとか、どんどん売っちゃうとか、自己財源というか、そういう形でのお話もるこの場でも出ております。ぜひそういったことをもう少し真摯に考えていただいて、デザインを変えてみるのもいいでしょうし、そういった方向性も少し念頭に置いて考えていただきたいなというふうに思いますけれども、今後で結構ですのでお考えをちょっとお示しいただければなと思います。ちょっと7,600本というのはすごい、在庫としては何か余りにも多い数だなというふうにちょっとびっくりしたのですけれども。今後の販売計画なり、ペットボトルではなくまた缶とか、あるいはほかの方策があれば、そういったところも含めて今後の計画というものをお示しいただければというふうに思います。

それから、コンビニ交付の方ですけれども、市長の方からいろいろとご答弁いただきました。個人的に私自身も別にIT化に反対をしているわけでもなく、できれば僕も推進していければなというふうには考えてはいます。市長の方から将来性を見込んだということで、費用対効果というお金であらわせない部分も含めて、座間市としての考え方をいろいろ答弁していただいたわけですが、我々としては、やはりあくまでも費用対効果、この辺をはっきりしなければ……（「おっ、反対だ、よし男だ」と呼ぶ者あり）。何ですか。いやいや、この辺をはっきりしなければ、「賛成でいいんですか」と呼ぶ者あり）ああそうですかという話にはなかなかできないということもあります。この辺はまだまだ研究していかなければいけないゾーンもありますし、だから時期尚早と言ったのは、今始まったばかりのことです、だから今すぐということではなく、周囲の状況を見ながら、これ本当に6,000万円、それからあと600万円でしたか、この内訳もよくわからないのですけれども、かかっていることに関していうと、本当にこれが費用対効果として納得できるものなのか、そういったところを明確にしていなければいけないのかなというふうに考えております。そうした意味では時期尚早、あるいはほかの先に取り組んでおられる自治体の状況というのを把握すべきではないかなというふうには考えておりますが、始まったのは2月でしたか、一番早いのが。ということでは、まだまだ見えてこない部分はあるにせよ、少し我々

自身も研究しながら、また委員会の方でも少し論議を重ねていければなというふうに思いますので、この件に関してはまだ会派としてはちょっと納得できないところもありますので、また論議を重ねて、委員会の方でいきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で2回目の質疑を終わります。

〔答弁〕 黒澤市民部長

委員会ということですので、またよろしくお願いいたしますと思いますが、一つランニングコストの関係の方のお話をしておかなければと思いましたが、初期の導入費用はお示しさせていただいておりますけれども、改めてランニングコストといたしましては、保守関連と運営負担金、この辺でおおよそ 600 万円、それにコンビニの委託手数料として 120 円を1通当たり支払うと、そのような形で見ております。決して高い金額ではないと判断いたしております。「おまえら高給取りだから言えるんだよ」「試算表を出してもらえばいいんだ、コンビニ利用費で1枚幾らなのか」と呼ぶ者あり)

〔答弁〕 山本上下水道部長

再質疑いただきました。まず、水道事業審議会、これの開催予定でございます。9月28日、午後に開催を予定いたしております。今後の予定といたしましては、私どもといたしましては10月に2回程度の開催をお願いしたいというふうに思っているところでございます。

続きまして、ペットボトルについてご質疑をいただきました。7,600本の備蓄用が数字的にどうなのだというお話でございますけれども、これを作成した時点で約3万本作成をいたしております。このうち、先ほど災害備蓄用に1万4,400本、今年度につくるというお話をさせてもらいましたけれども、同様に約1万4,000本程度の災害備蓄用というふうにとつてございました。しかしながら、今年度既にペットボトルを発注している関係から、この災害備蓄用も若干取り崩しましてPRに使っているところでございます。今後もこれのPRに使用するというところについては力を入れてまいりたいというふうに思っております。

さらに、今後の「座間の水」のボトルドウォーターについてですけれども、来年度が市制40周年ということもございまして、現在、有志の職員でこのボトルのデザイン、ネーミング、さらにはボトルの素材について検討していただいている状況でございます。なるべくいいものができるようなことを期待をしている状況でございます。

以上でございます。